高砂市民病院売店(日用品)運営事業者選定に係る仕様書

1 売店の所在地等

所 在 地 兵庫県高砂市荒井町紙町33番1号

高砂市民病院食堂棟内売店(1)

売店専用面積 20.00 m²

物置倉庫用面積 約5㎡(在庫品の保管等に利用を希望する場合。ただし、物置は附属しな

い。)

2 使用用途

来院者及び職員等、病院利用者向けの売店(日用品)の運営

- 3 使用許可期間
 - (1) 平成31年1月1日から平成31年3月31日まで なお、履行上問題がなく、管理者及び運営事業者双方に異存がない場合は、最長3年まで 使用許可期間を延長することができるものとする。
 - (2) 運営事業者の都合及び使用期間満了により退去しようとするときは、6箇月以上の予告期間を定めた上で相手方に書面で通知すること。
- 4 使用料
 - (1) 売店 1月 13,390円
 - (2) 物置倉庫用 1年 7,500円(在庫品の保管等に利用を希望する場合。)
 - (3) 使用料は、許可を受けた後、直ちに、管理者が発行する納入通知書により納付しなければならない。ただし、売店にかかる使用料は毎月管理者が指定する日までにその月分を納付しなければならない。
- 5 経費負担
 - (1) 売店運営に係る費用全般は運営事業者の負担とする。
 - (2) 管理者が設置している既存建物に関する費用は管理者の負担とする。ただし、建物の内装を変更する費用は運営事業者の負担とする。
 - (3) 使用財産に附帯する設備の使用に伴う光熱水費等の経費は管理者が発行する納入通知書により納付しなければならない。
- 6 運営体制
 - (1) 売店の営業日及び営業時間 平日8時から17時まで、土曜日8時から13時まで 追加の日程を提案することも可とする。
 - (2) 運営事業者は建物の維持管理に係る点検等に対し、最大限の協力(休業を含む。)をすること。その場合に休業補償等は行わない。
 - (3) 売店の営業日及び営業時間は管理者及び運営事業者双方の協議により変更ができることとする。
- 7 トラブル対応
 - (1) 利用者からの要望への対応等

利用者からの要望等には、運営事業者が責任をもって対応すること。また、要望内容等を可能な限り反映できるよう努めるとともに、必要に応じて管理者と協議をもつこと。

(2) 衛生管理

清潔保持及び衛生管理に十分注意を払うこと。

(3) 火元責任者の配置

火元責任者を配置し、従業員を含めて防火管理を徹底すること。なお、建物内における火災 や地震発生の際には、管理者の防火・防災管理者の指揮命令に基づき行動するものとする。

(4) 事故等への対応

運営事業者は事故防止を徹底すること。万一事故が発生した場合には、すべて運営事業者の責任と負担において対処するとともに、直ちに管理者に報告すること。

8 販売品目の設定

- (1)「売店(日用品)の販売品目実績」を参考に、販売品目リストを提案すること。 なお、当該売店は日用品のみ取り扱うことができることとし、食料品の取扱いはできない。 また、販売品目を追加・変更しようとする場合は予め管理者の承認が必要である。
- (2) 管理者が依頼する患者さまのための医療材料等について、可能な限り対応すること。
- (3) 販売品目は利用しやすい価格となるよう努力すること。
- (4) アメニティサポートサービスの導入を平成30年12月から予定している。ただし、要望 のある患者さまのみの導入とする。

取扱品目: おむつ、尿取パッド、おしりふき、弱酸性石けん液(泡)、歯ブラシ、歯磨き粉、箸、ストロー付コップ、スプーン、フォーク、ボックスティッシュ、ボディシャンプー、リンスインシャンプー、食事用ディスポエプロン、口腔用スポンジ、口腔ケアティシュ、口腔用ジェル、口腔洗浄剤

- (5) 患者さま及びその家族の方がおむつ等を自身で準備できない場合は、管理者が実費負担で準備することがある。
- 9 レイアウト

患者さまが利用しやすい売店内のレイアウトを提案すること。

- 10 開店スケジュール
 - (1) 開店日及び開店に至るまでのスケジュールを提案すること。
 - (2) 現行の運営事業者は、平成30年12月31日まで使用許可を有している。

11 禁煙

当院は、建物内、終日全面禁煙としている。

- 12 物品の搬入・搬出
 - (1) 物品類の搬入及び廃棄物等の搬出を行う際は、患者等通行者や他の車両の妨げにならないよう配慮すること。
 - (2) 売店運営用駐車場は、南側陸橋下駐車場1台分とする。

13 転貸等の禁止

運営事業者は、善良な売店管理者としての注意を持って使用財産の維持、保全に努め、許可を受けた権利を他人に譲渡又は転貸することはできない。

14 原状回復

許可期間が満了したとき又は使用許可が取り消されたときは、運営事業者の負担において直ちに使用財産を原状に回復して返還しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときはその限りではない。

15 損害賠償

運営事業者は、その責めに帰する理由によって使用財産の全部もしくは一部を滅失し、又はき損したときは、当該損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、使用財産を原状に回復したときは、この限りではない。

16 火災保険等

- (1) 運営事業者は本業務の瑕疵に起因する事故等の賠償補償請求に備え、必要な責任賠償保険に加入すること。
- (2) 保険契約を締結したときは、証券等の写しを管理者に提出すること。

17 情報管理

業務の履行により知り得た個人情報や一般に公開していない病院の情報等を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

18 法令の遵守

運営にあたっては、関係法令及び関係規定を遵守すること。

19 その他

この仕様に定めのない事項や運営に際し疑義が生じた事項については管理者と運営事業者が協議して定めるものとする。

<参考データ 平成29年度実績>

許可病床 290床 、 稼働病床 213床(平成30年8月より211床)

外来患者数(平均11,655人/月) 入院患者数(平均 4,249人/月)

光熱水費 (平均 5,756円/月)